

令和 6 年度

第 1 回 三種町国民健康保険運営協議会

会 議 録

日時：令和 6 年 5 月 2 1 日（火）
午後 1 時 2 5 分～午後 2 時
場所：三種町役場 第 1 会議室

1. 委員定数 9名（定足数5名）

2. 出席及び欠席委員

○出席（5名） 清水厚夫、近藤三千雄、戸松大輔、工藤春信、船木政廣

○欠席（4名） 金子孝治、細田政一、菊地次郎、大淵宏道

3. 議事録署名員及び書記

議事録署名員 清水厚夫、工藤春信

書記 牧野和歌子

4. 事務局側出席者

町長 田川政幸

健康推進課 課長：小松仁、課長補佐：牧野和歌子、係長：北林孝典

税務課 課長：石井透、課長補佐：阿部悟、係長：館岡知弘、

主査：熊谷朋子

5. 開会 午後1時25分

小松課長：

定刻少し前ですが予定されていた委員の皆様全員お揃いですので、ただいまから令和6年度第1回三種町国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日は金子会長が体調不良により欠席でございますので、船木会長代理より、会長席にご移動いただいて進めていただきたくよろしくお願いします。

6. 会長あいさつ

船木会長代理：

不慣れではございますが、皆様のご協力を得て進行したいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

7. 町長あいさつ

田川町長：

本日は令和6年度第1回三種町国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様には日頃から町政の推進をはじめ、国保事業の円滑な推進、運営にご

理解を頂き、貴重なご意見ご提言を賜っておりますことに心からお礼申し上げます。

国保制度についてはこれまでも何度もお話させていただいておりますが、我が国の国民皆保険制度の根幹をなすものであり、低所得者にとってのセーフティネットとして重要な制度であります。

皆様が平等な医療を受けられるよう、今後もこの制度を支え、将来にわたって健全な運営に取り組んで行かなければならないものと考えております。

しかし、加入者の減少や一人あたりの医療費の増加など、制度を取り巻く環境は厳しいものとなってきております。

本日は条例改正の専決処分の報告と、国保特別会計6月補正予算に加え、国保税率の改正についても協議をお願いすることとなっておりますので、皆様からは的確なご助言ご提言賜りますよう、心からお願い申し上げまして冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

小松課長：

ここで次第にはありませんが、4月の人事異動によりまして、関係職員も変わっておりますので紹介したいと思います。

税務課は、石井透税務課長、国保税担当 熊谷朋子主査がこの4月に新たに着任しております。

健康推進課は、北林孝典医療年金係長が新たに着任していることを報告いたします。

なお、本日は国保税に関する案件となっておりますので、税務課より阿部悟課長補佐と館岡知弘賦課係長がサポートとして2人待機しておりますのでご了承願いたいと思います。

小松課長：

続きまして、協議会次第に入る前に本日の出席委員は委員定数9人のうち出席者5人でございます。

出席者が2分の1以上になっておりますので、三種町国民健康保険運営協議会規則第3条の規定により会議が成立していることを報告いたします。

それでは、規則第6条の規定により会長が議長として議事を統理することとなっておりますので、会長代理である船木委員に議長をお願いしたいと思います。

8. 議事録署名員及び書記の選任

船木会長代理：

書記及び議事録署名員の選任については、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

・・・（異議なしの声あり）・・・

異議なしの声がございますので、議事録署名員には清水委員並びに工藤委員を、書記には健康推進課課長補佐 牧野和歌子さんを指名いたします。
よろしくお願いいたします。

9. 報告事項

船木会長代理：

次に、報告事項を議題にいたします。

三種町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これは専決処分をされておるのでございますが事務局より説明をいただきます。

熊谷主査：

三種町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

条例案の要旨に沿って説明いたします。

改正点は次の2点です。

1点目は、限度額の引き上げについてです。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令において、保険税の課税限度額の引き上げが行われたことから、本条例においても同様に改正を行います。

詳しい内容については条例案の要旨の①限度額の引き上げ（第4条）の表をご覧ください。

後期分について2万円引き上げとなります。

これにより、医療分の限度額が65万円、後期分が24万円、介護分が17万円となり、全体で限度額が106万円に引き上げられます。

改正点2点目は、軽減判定基準額の見直しについてです。

この軽減制度は、世帯の所得が一定額以下の場合に、所得に応じて均等割・平等割が軽減される制度です。

条例案の要旨の②軽減判定基準額の見直し（第25条）の表をご覧ください。

5割軽減と2割軽減について、基準額が引き上げとなります。

この基準額が引き上げられたことによって、対象となる世帯が増え、低所得者層の負担が軽減されることになります。

この条例は、令和6年4月1日から施行するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とします。

専決処分書および新旧対照表を資料として配布しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

船木会長代理：

本案は、国の条例改正に基づいて各地方自治体がそれに倣って行うものであり、既に専決処分されておる案件でもありますので、原案どおり承認いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

・・・（ 異議なしの声あり ）・・・

異議なしの声がありましたので、本案を原案のとおり決定したいと思います。

10. 協議事項

船木会長代理：

次に、令和6年度国保税率改正（案）についてを議題にいたします。

事務局より説明をお願いします。

北林係長：

説明を始める前に、差し替え資料について連絡します。

委員の方へ事前にお渡ししている資料の資料2についてですが、資料2の4ページ目を4ページと5ページに分けました。

これは、表を見やすくするため及び表の中の表示の訂正があるために分けたのですが、差し替えた内容としましては、事前を送付している書類の4ページの上の表と下の表を4ページ目へ、真ん中の表を5ページ目に掲載しています。

それにより、事前にお渡ししている5ページ目が6ページとなります。

それでは、協議事項（1）令和6年度国保税率改正（案）について、私の方から資料2により説明します。

まずはじめに、1ページをお開きください。

令和5年度国保会計決算見込（令和6年4月末現在）を載せております。

歳入合計21億490万8,000円、歳出合計20億9,897万6,000円、差引593万2,000円となり、この額が翌年度へ繰り越しとなる予定です。

単年度収支の推移では、令和3年度以外は、全て赤字となっている状況です。

2ページをご覧ください。

保険給付費の推移を載せております。

こちらには、一般被保険者の、医療費の推移を載せております。

はじめに、1人当たりの額を算出し、その額に被保険者数を乗じて、支払額を算出しております。

(1) 療養給付費は、医科、歯科、調剤等にかかる医療費で、1人当たり37万9,663円、支払額12億6,124万円の見込みです。

(2) 療養費は、整骨院等に係る医療費で、1人当たり2,746円、支払額912万3,000円の見込みです。

(3) 高額療養費は、療養給付費が高額にかかった場合に、自己負担限度額以上かかった医療費に支払われるもので、1人当たり6万5,534円、支払額2億1,770万4,000円の見込みです。

次の3ページには、一般被保険者の給付種別ごとの推移、1人当たり給付費の推移、世帯数及び被保険者数の推移を載せております。

続いて、差し替えをしました資料をご覧ください。

4ページの差し替えになります。

最初に、現行とありますが、令和6年度の国民健康保険税を現行の税率の4方式でかつ令和6年度の所得及び世帯構成で計算した場合、賦課額が2億9,008万5,300円となります。

続いて、隣に記載しておりますのが、改正税率(案)の3方式にした場合の税率です。

医療・後期・介護分の資産割を0%にしております。

医療分の所得割が7.52%、均等割が29,400円、平等割が21,900円、後期分の所得割が2.67%、均等割が9,300円、平等割が6,900円、介護分の所得割が1.98%、均等割が9,000円、平等割が6,100円としております。

3方式にした場合で令和6年度の所得及び世帯構成で計算した場合の賦課額が2億9,914万4,900円となります。

増減としては、905万9,600円の増額となります。

下の表については、改正税率(案)で計算した場合の令和6年度の国民健康保険税の世帯の増加額の割合を載せています。

賦課額については、100円単位になるのですが、表の表示上は、「1円～」と表示しています。

それでは、最初に、増額となった世帯についてですが、15万～20万円未満の範囲では、8世帯あり平均で16万6,425円の増となります。

10万円～15万円未満の範囲では、24世帯、平均で11万4,750円の増となります。

5万円～10万円未満の範囲では、95世帯、平均で6万9,271円の増とな

ります。

1円～5万円未満の範囲では、1, 117世帯、平均で1万2, 474円の増となります。

増減無しが6世帯です。

続いて、減額世帯についてですが、1円～5万円未満の範囲では、886世帯、平均で1万4, 161円の減、5万円～10万円未満の範囲では、36世帯、平均で6万3, 964円の減、10万円～15万円未満の範囲では、4世帯、平均で13万3, 275円の減、15万円～20万円未満の範囲では、1世帯、15万8, 300円の減となります。

増減ともに20万円以上はありませんでした。

次のページになりますが、各年度毎の医療・後期・介護分の一人当たり、一世帯当たりの負担額になります。

資料2の最後のページになりますが、表示は6ページについてですが、令和5年度の他市町村との税率比較の表になります。

令和6年度国保税率改正（案）の説明については以上となります。

船木会長代理：

事務局の説明が終わりましたが、これよりご意見をお聞きしたいと思います。

小松課長：

説明の補足をいたします。

資料2の4ページ下段の表についてですが、増加になる世帯と減額になる世帯がありまして、平均すれば4, 162円の増額になります。

また、資料2の1ページの下の表についてですが、単年度収支は、先ほど担当からもありましたように、令和3年度を除いて赤字となっております。

前半の令和元年度と令和2年度は前年度繰越金でまだ運営ができていたのですが、後半の令和4年度と令和5年度は2カ年で基金を8千万円取り崩している状況です。

さらに令和6年度は前年度からの繰越額が590万円となる見込みで、繰越額100万円単位という大変厳しい状況になっています。

これら2つの要素、基金取り崩しの増と、前年度繰越金の減、この2つの要素で税率改正を行わなければ財政がもたないという判断に至ったところでございます。

あわせてご審議いただければありがたいと思います。

委員：

先ほど課長からも説明ありましたように、国保の税率改正は、この繰り返しなんですよね。

大変で、予算を組めなくて、税率改正を繰り返しながらやってきている訳ですが。いずれおそらく税率を改正しなければ、予算を組めなくなるんですよね。

小松課長：

大きく所得が増えるとか、被保険者数が増えるとか、安定する要素が見えてくればいいのですけれども。

当初は増額2,000万円となる税率の推計をしていましたが、所得の状況が確定して令和6年度税収が増額見込みとなりましたので、約1,000万円増になる税率案に試算し直しました。

また、4方式が県内では三種町のみとなっており、秋田県の統一基準で3方式と示されていることから、増加幅の関係からも、どちらか単独ということではなくこれら2つの要素を入れた改正案となりました。

委員：

何年も前から、税率については厳しい状況と聞いていた。いよいよきたかなという感じですね。

委員：

今上げても、またいつか上げることになるんですよね。

小松課長：

先ほど町長挨拶のなかでもありましたが、治療そのものが高度化し、被保険者が増える要素も現実的には難しいと思われますので、また税率改正になる可能性はあると思われます。

委員：

人口はどんどん減っていきますよね。

子どもの数も少なくなっていくますし。

委員：

世帯が少なくなってきたり増える要素がないため、予算を組めないとなると、税を上げざるを得ないと思います。

小松課長：

中間所得者層の増額が大きくならないように考え、応益割の均等割と平等割を合

わせて1万円上がる案としています。

低所得者については7割・5割・2割軽減の対象となります。

低所得者の方であっても、7割軽減された後、3千円は負担していただくという案です。

なお、軽減分については基盤安定負担金として県・町から措置されることになります。

あわせてご審議いただければありがたいと思います。

委員：

これまでの課長の説明を聞いて、苦しさがよく分かります。

だいぶ苦勞して、考えて、何度も試算しての案だと思いますので、この会としては、この案でどうでしょうか。

委員：

最善の方法をとったと思いますので、いいと思います。

船木会長代理：

この案でどうでしょうか。

本案を原案のとおり可決することに異議ありませんか。

・・・（異議なしの声あり）・・・

異議なしの声がありますので、本案については、原案のとおり決することに決定しました。

船木会長代理：

次に、令和6年度国民健康保険事業勘定特別会計6月補正予算（案）についてを議題にいたします。

事務局より説明をお願いします。

北林係長：

令和6年度国民健康保険事業勘定特別会計6月補正予算（案）について説明します。

資料3をご覧ください。

まず初めに、歳入についてですが、1款、保険税について、資料2でご説明いたしましたとおり、現年分が、医療分、後期分、介護分とも増額の見込みとなります。収納率をかけますと保険税合計2億 9, 739万5, 000円の見込により、

当初予算から2, 935万5, 000円の増額となります。

6 款、繰入金については、基盤安定負担金の保険税軽減分と保険者支援分が、賦課額を参考すると、1, 269 万 6 千円の減額となります。

また、国保財政調整基金から 1, 000 万円を取り崩すこととしていましたが、今回の保険税収入の増額の見込により、基金を取り崩す額を 0 円に減額することとし、1, 000 万円の減額となります。

次に、2 ページをご覧ください。

歳出予算について説明いたします。

10 款 予備費について、665 万 9 千円の増額とし、1, 024 万 2 千円となります。

これにより、歳入歳出とも 665 万 9, 000 円増額の 20 億 713 万円 7, 000 円となります。

6 月補正予算についての説明は以上となります。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

船木会長代理：

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑がないようなので、本案を原案のとおり可決することに異議ありませんか。

・・・（ 異議なしの声あり ）・・・

異議なしの声がありますので、本案については、原案のとおり決することに決定しました。

船木会長代理：

予定した次第が全部終了しましたが、その他、何かございませんか。

小松課長：

委員任期に関しまして報告をさせていただきます。

1 号委員の清水委員と細田委員、3 号委員の金子委員から今期限りになりたい旨のお話をいただきました。

また、近藤委員は資格の年齢到達により、今回 4 名の方が退任となります。

長きにわたるご尽力に厚くお礼申し上げます。

本来であれば退任の方々にご挨拶をいただくところとは存じますが、欠席の方もいらっしゃることから、私からの紹介のみとさせていただきます。

1 1. 閉会

午後 2 時

船木会長代理：

予定した次第が全部終了しました。

これをもちまして閉会いたします。

この会議の顛末を記載して相違ないことを証明するために署名する。

令和 6 年 5 月 2 1 日

議事録署名員	会長代理	船木 政廣
--------	------	-------

委 員	清水 厚夫
-----	-------

委 員	工藤 春信
-----	-------